

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工施設の設計及び工事の計画の変更について
(行政相談)

2. 日時

令和4年7月11日(月) 13時40分～14時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、青木安全審査専門職、内海安全審査官

検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、

永井主任原子力専門検査官

三菱原子燃料株式会社

大和矢取締役社長 他6名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：焼却設備 クレーンにおけるアンカーボルトの検査上の問題について MSR-22-026

時間	自動文字起こし結果
0:00:07	では定刻になりましたので本日の面談の方始めさせていただきます。本日の面談は、
0:00:13	水戸理事燃料株式会社から、今後予定している施工日の定例変更届け出の関係について、資料をもとに説明があるものでございます。
0:00:23	それでは、事業者の方から資料に基づき説明をお願いします。
0:00:29	はいこちら三菱原子燃料の草間です。それではですね、お手元でございます、MS R 22026 の資料に基づきまして、生産管理部の清水主幹よりですね、ご説明させていただきますがよろしいでしょうか。
0:00:44	こちら規制庁ですよろしく申し上げます。
0:00:50	はい。それではシミズ説明させていただきます。MS F - 22 - 026 焼却設備クレーンにおけるアンカーボルトの検査上の問題について、
0:00:59	いうところでございます。1 ポツはですね、N R A 等のご指摘事項を書いてございます。
0:01:05	映像を今年の6月30日に焼却設備のプレゼン(2)(2)、3の使用場合(2)記録確認において、同設備使用しておりますあと施工金属拡張アンカーボルトの材料検査に関して、
0:01:17	お2人の検査官から指摘を受けております。
0:01:21	材料検査においてアンカーボルトの前室を確認することになっておりますけれども、検査はですね、ボルト側の材質を確認しているように、
0:01:30	設備技術課のエビデンスではですね、アンカーボルトっていうものを、材質がですね、ちょっと違う材質が書いてあったというようなことで、これで接合に適合しているといえるのかどうかということを説明するようというご指摘でございました。
0:01:46	まず、我々としてですね、関係性をちょっと下整理したのが、添付1でございます。設工認の記載等検査記録の記載についてということでBポツで、
0:01:57	設工認、材料一覧図では床または壁の設備機器の取り付けに用いるボルトあまアンカーボルトと呼称しております。
0:02:05	何か明示型であるかを明示型であるかの識別表記は行っておりません。
0:02:10	技術基準への適合性の観点で重要であるのは床または壁の基金の取り付けに用いるボルトということで接合にはアンカーボルトと呼称しておりますが、強度評価上の材料の機械的性質が必要なのはボルトをでありますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	設工認の材料一覧には昇等のアンカーボルトの
0:02:30	材料を記載しております。
0:02:33	使用前事業者検査の材料検査においては設工認の材料一覧に伝えしてる冒頭かをねじの材料をですね確認しておるといものでございます。
0:02:44	うちにですね、状況をちょっと
0:02:48	絵的に示してございます。
0:02:50	鉄工 2 の記載ということで
0:02:55	あと施工金属拡張が檀家ボルトで書いてるんですけども、ご指摘はですね、明治型の場合は本と金属拡張機能有していないので記載を適正化すべきではないのかということでござい。
0:03:08	当社としては設工認では据付に用いるボルトアンカーボルトと呼んでおりまして減り方が同じ方が識別は傷は行っていませんと回答しております。
0:03:18	もう一つ設工認の記載では N R A 様からのご指摘ですが、アンカーボルトとなっていますけれども案加古明治の場合は取付ボルトと記載すべきではないのかというご指摘でございまして、
0:03:30	エラブの回答としては、手続きに用いるボルトアンカーボルトと、
0:03:35	ボルトということでございますので事前の場合でも同じを示しておるとい、
0:03:43	真ん中の図ですけども、こちらは施工でどのように書かれていたかということで、
0:03:49	浦邊さんの指摘ではですね部品表でアンカーその目地側の方をアンカーボルトで、材料を記載していると。
0:03:57	アンカーに取りつけるボルトの方 V 今一般的な V というような言い方をしております材料はちょっと
0:04:05	これは節項に記載されている材料が書かれていると。
0:04:09	この二つですね材料が記載されんの異なっておりますんで設工認の材料違いに両方規制する必要があるのではないかとご指摘でございます。
0:04:19	M N F 側からですねカーボートの評価では材料が関連するのは同じ方に、
0:04:24	V であるマネジャーが対象になります。
0:04:27	ねじが明示が後々マークを引っ張り力は大事に依存しないので、明治側の材料を特定する必要はないというふうに回答して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:37	添付1の一番右側ですね検査記録の実際の記録を載せてございます。
0:04:44	する。
0:04:47	では一つ本文の方に戻っていただきまして、
0:04:50	2ページでございますけれども、3ポツ、耐震評価のインプット条件のパンテンカーの確立でござい
0:04:58	こちらは添付の方にまとめて、
0:05:01	エッセンスをここに書いてございますので紹介させていただき、
0:05:06	アンカーボルトの評価をねじ固め時方とも各評価を実施しまして技術基準への適合性を確認して、
0:05:13	ボルトの材料により決まる許容引張応力とせん断応力度に対するよ。
0:05:19	小栗特待の高温上破壊⑨引き抜きに対する評価。
0:05:24	上記各種評価で用いております材料によって定まる表記上は、ボルトを括弧ねじの材料によって定まるですね、許容引張応力度許容せん断応力度であることから鉄道の材料地代にはボルトの材料同じですね。
0:05:40	材料を記載しております。
0:05:42	一方かよ。各評価においてアンカーの明示型の方は材料は使用しておりませんので、越野ダイレクターに明示の材料を記載する必要はないものと考えております。
0:05:53	ヒコウ部局アンカーのタイプで異なりますけれども同じ形等で異なりますけれどもその辺りは設工認の添付説明資料に記載してございます。
0:06:07	に、
0:06:08	あと添付2の方ですけれども、こちらはですね取材なのでちょっと説明の方は、割愛させていただきますけれども、部局長が単価ボルトの特性を説明したものだとか、ご参考につけています。
0:06:26	4ポツですけれども当社としての今後の対応ですが、設工認ではアンカーの括弧明示形を用いている場合でも材料としての検査対象を明示が対象でありまして、
0:06:37	材料一覧でもアンカーボルトとして記載しております。
0:06:40	一方傷では安価括弧目地型を用いていることは識別してございません。
0:06:46	このためアンカーの多かつ小峰字型を用いている場合の検査対象としてのアンカーボルトを明確に対応づけるため、アンカ※2パターンを用いている場合設工認上の記載をですね、適正化しようと考えております。
0:07:01	アンカーボルトの記載に変えてアンカー右方の場合はアンカー括弧メネジ型、時田記載します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:08	アンカーボルトサイズのみ、記載の右側にカッコアンカーボルトと記載します。
0:07:14	これはですね、この辺、変更は、設工認の記載の適正化でございまして検査結果に影響するものはないため、再検査は実施しないでも良いんだと考えております。
0:07:27	別行為の変更の例をですね添付3にします。
0:07:33	6ページでございますけれども、
0:07:35	添付3はご指摘のありました技術でございまして、何か加古美音里型を用いる場合の例としてですね、こちらに記載しております。
0:07:46	も■■■■、失礼。
0:07:49	0%です。
0:07:50	ボールドサイズを書いております本数を書いております。
0:07:54	それからあと瀬古金属拡張型うんかVと記載しておりますけれども、こちらをですね、ボールドサイズと本数の後にですね、これがアンカーボルトであると、ボールドであるということで棒アンカーボルトとを示し、
0:08:09	そしてその下にですね、メネジ型であることを記載するようにいたします。
0:08:15	この実際の変更理由ですけれども傷が記載を適正化するためということでございまして、こちらはアンカーボルトの記載と材料期間の記載を明確に対応づけるものでありますので、
0:08:27	計算結果には影響せず、適合し評価の影響がなく、加工施設の保全上姿勢保全上支障ない変更であると。
0:08:36	ことで考えております。
0:08:41	簡単ではございますが、以上、資料の説明とさせていただきます。
0:08:48	規制庁ウツミありがとうございます。すみません。衛藤。まず質疑の前にMNFさんの質疑の応答のところからでいいんでちょっと若干マイクの出力の音声が上がってきてる気がするので出力の方の
0:09:02	を大きくするで調整の方をお願いいたします。
0:09:04	では規制庁側から次の質疑応答をお願いします。
0:09:13	最後に一言いいますか。
0:09:16	専門検査絢香ですけれども、一応、今回、
0:09:20	今日、三田、赤木李では、一応我々の指摘に対して、一応、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:28	設工認の方の軽微な変更で対応できるということで我々が考えております。
0:09:35	この結果、
0:09:37	今までやった使用前事業者検査に関しては、
0:09:42	特に設工認の軽微な変更だけの適正化ということで、問題ないと考えられますので我々としては、この案で問題ない。
0:09:54	という結論でございます。専門検査側からは以上です。
0:10:03	三菱原子燃料の清水でございます。ご意見、拝聴いたしました。ありがとうございます。
0:10:14	規制庁座ですけれども、今の変更の内容で、専門検査部門との調整は、
0:10:26	取れたということだと思えますけれども、えっとですねこの当該部分この図面図面上で、この記載をですね、
0:10:36	修正されるということだと、修正する箇所がですね、
0:10:43	結構大部に及ぶいろいろなところに波及するというふうに、
0:10:49	考えられますんで、その場合はですね、全部修正するというのではなくて、この考え方によって記載されていますっていうようなところをですね、
0:11:04	関係している、分割申請の、申請書のどこか一部記載をしてですね、そういう読み方をするっていうような、
0:11:15	対応の仕方もあると思えますけれども、どうでしょうか。
0:11:24	三菱原子燃料の数字です。ご意見をお伺いいたしましたので、ただどこに記載するかということについてまだアイデアございませんので、少し検討させていただきまして、
0:11:37	回答させていただくという形でよろしいでしょうか。
0:11:41	はい規制庁座です。この趣旨が、申請書上でどこかでこう読み取れるという形であれば、問題ないと思えますので、
0:11:52	ちょっと検討していただいてですね、その結果を提示していただければと思います。
0:12:02	要するに申請箇所がですね、大部に及ぶ、同じ内容で大部に及ぶというところを避けるための提案ですので、検討していただければと思います。よろしくお願いします。
0:12:18	三井滋園の清水でございます。少し考えさせていただきます。どうも、ご提案ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:31	経常K-NET規制庁側から確認事項は以上になります案件数以上になりますけども、
0:12:38	MNワーワー何かございますでしょうか。
0:12:44	みち銀電力様です。1点、この後のスケジュールについてちょっとここ、ご確認させてください。
0:12:50	よろしいでしょうか。
0:12:52	はいどうぞお願いします。
0:12:54	本日の面談結果を受けまして今お出ししてます、MR、20-025という資料ですねこちらのリバイス版をですね、お送りさせていただこうと思っております。
0:13:08	あわせてですね先ほど内野シミズシミズが承った今日のアンカーボルトの件の書き方ですねその辺も合わせた形でご提案させていただこうと思っております。
0:13:19	実際資料提示させていただいて、我々軽微変更いつ出すかってところちょっと悩んではいるんですけども、
0:13:27	その辺は、資料をお出ししてからのスケジュール調整っていう形になりますでしょうか。
0:13:34	規制庁座ですけども、スケジュールの調整はそういうことになりますけれども、今の内容の内容はもう我々の方も確認したところですので、
0:13:47	どういうふうに修正されるのだというところをですね、資料修正した場合、バージョンでですね提示いただいて、面談は状況に応じてやる必要なくて、資料提示という形になるということもあると思いますので、
0:14:03	とにかく提示いただいで確認しないですね、こちらからご連絡差し上げたいと思いますけれども、それでよろしいですか。
0:14:14	三石原子力様ですはい、承知しました。それでは今の面談でいただきましたご指摘のようにですね踏まえてどう、うちの方で書きあらわすかってところちょっと至急検討しまして、資料ご提示したいと思います。
0:14:30	はい。規制庁座です。よろしく申し上げます。こちらでもですねMNFの状況わかっておりますので、速やかに確認してお返事するようにします。
0:14:43	三菱原子力様です。ご配慮いただきましてありがとうございます。そうしました。
0:14:52	規制庁驚見ですけどもMNF他何か確認事項ありますでしょうか。
0:15:01	三菱原子力様です。こちらからの確認事項は、以上になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:06	はい。成長性、了解です。では、これで面談の方を終わらしたいと思 います。ありがとうございました。
0:15:15	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。